

浜松こども館 託児室をご利用のみなさまへ

2019年10月から 幼児教育・保育の無償化が スタートしました

○無償化の対象は「**保育が必要**」な利用者のみです。

- ・無償化の対象となるのは、浜松市から「保育の必要性の認定」を受けた方のみです。
- ・「保育の必要性の認定」については、就労等の要件があり、利用者が事前に浜松市に申請します。
※認可保育所等に入所している方は、対象外です。

○無償化には**上限額**があります。

- ・無償化の上限額は以下①②のとおりです。なお、**浜松こども館 託児室では、3～5歳児の一時預かりは行っておりません**ので、対象となるのは以下②に該当する場合となります。
 - ①3～5歳児：月額3.7万円まで
 - ②0～2歳児：住民税非課税世帯の子どもたちを対象に月額4.2万円まで
- ・上限額の範囲内にて、他の無償化サービス（認可外保育施設、一時預かり、病児保育等）の利用も可能
（認可保育園、認定こども園（保育所機能）、地域型保育事業の無償化と併用はできません。）
- ・利用者が浜松市所定の請求書に必要事項を記載し、浜松こども館が発行する領収証等を添付して浜松市に申請します。（請求書等のフローは裏面参照）

お問い合わせ先

【浜松こども館 託児室の幼児教育・保育の無償化について】

浜松市こども家庭部 次世代育成課

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

TEL：053-457-2795 MAIL：katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

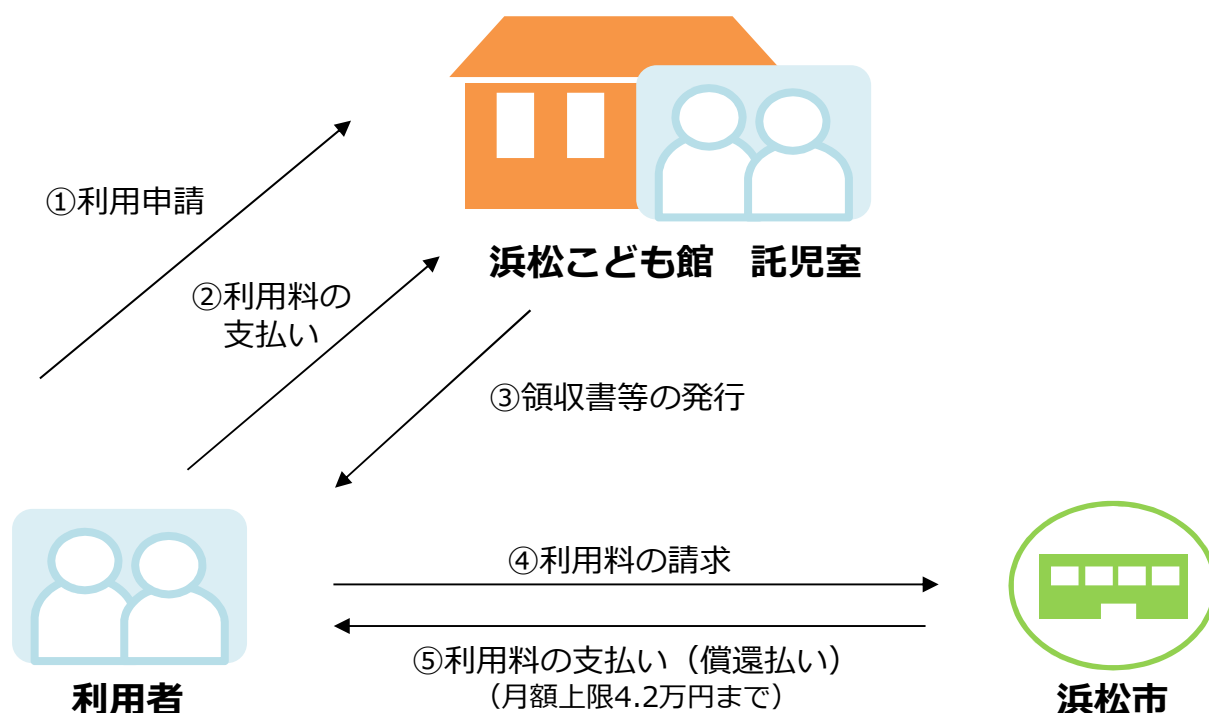
【幼児教育・保育の無償化の全般（給付や保育の必要性の認定手続き等）について】

浜松市こども家庭部 幼児教育・保育課

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

TEL：053-457-2118 MAIL：youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

基本的な手続きのイメージ



※利用者が「保育の必要性の認定」を受けていない場合、事前に浜松市への申請が必要です。

申請は、お住まいの区の社会福祉課へ必要書類の提出をお願いします。

※利用者は、これまでどおり浜松こども館へ利用料を支払い、浜松市に施設等利用費を請求します。

その後、浜松市から利用者に施設等利用費が支払われます（償還払い）。

償還払いの手続き方法については、年度末頃にお知らせします。

具体的な手続きは、浜松市こども家庭部幼児教育・保育課へ確認してください。

認定申請手続き先

【中区役所】社会福祉課 保育グループ	〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 TEL : 053-457-2038 FAX : 053-457-2033
【東区役所】社会福祉課 こども福祉グループ	〒435-8686 浜松市東区流通元町20番3号 TEL : 053-424-0175 FAX : 053-424-0194
【西区役所】社会福祉課 こども福祉グループ	〒431-0193 浜松市西区雄踏一丁目31番1号 TEL : 053-597-1157 FAX : 053-597-1210
【南区役所】社会福祉課 こども福祉グループ	〒430-0898 浜松市南区江之島町600番地の1 TEL : 053-425-1463 FAX : 053-425-1647
【北区役所】社会福祉課 こども福祉グループ	〒431-1395 浜松市北区細江町気賀305番地 TEL : 053-523-2893 FAX : 053-523-1119
【浜北区役所】社会福祉課 こども・地域支援グループ	〒434-0038 浜松市浜北区貴布祢3000番地 TEL : 053-585-1121 FAX : 053-586-5495
【天竜区役所】社会福祉課 こども福祉グループ	〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481番地 TEL : 053-922-0023 FAX : 053-925-1804